

高等学校職業学科の選択制

佐々木 享

はじめに

1989年に全面改訂され1994年度から実施された高等学校学習指導要領に準拠して編成された職業学科の教育課程表の特色のひとつは、これまでになく、選択制を取り入れた学校が多いことであるように思われる。すなわち、普通科ではコース制^[注1]あるいは類型制などの名のもとに、教科・科目を選択させることはかなり早くから一般化していたけれども、職業学科では、いわゆる一括募集して第2学年から専門に分化させる方式を採っているような特別な場合をのぞき、学校が定めた教育課程表にしたがって、学校が指定するすべての教科・科目を履修させる方式が一般的であったように思われる。ところが近年は職業学科においても、この伝統的な方式が崩れて、学校が用意した幾つかの科目あるいは類型の中から生徒に選択させて履修させる方式を採用する学科が増加したように思われる。このような方式は、「学科内選択科目制」と呼ぶことができる。職業学科においても、「芸術」を初めとする普通教育科目については、以前から選択制を部分的に採用していたことが知られてきた。筆者が改めて注目するのは、専門科目の部分にも選択制が導入されていることである。

「学科内選択科目制」もいわゆる多様化の一環である、と片づけることもできるけれども、本稿では、この機会に、「学科内選択科

目制」をふくめて、高校教育における選択制の意義を考えてみたい^[注2]。

1. 高等学校の教育課程における必修制と選択制——高等学校学習指導要領が規定する必修制・選択制と生徒からみた必修制・選択制の区別

高等学校の生徒からみると、高校教育をめぐる必修制と選択制は、まず第一に、中学校から進学する際の学校、学科の選択として現われる。現在では、中学生は多くの高等学校の中から進学すべき学校を選択しなくてはならないが、これが戦後初期のように1通学区に1高校しかないいわゆる小学区の場合でも、普通科に進学するか、職業学科に進学するかを選択しなくてはならない。

各都道府県に設置されている学科の種類は、必ずしも今日いうところの市場原理とか多様化の理論というような理念的考察だけから創出されたものではなく、1948年に（新制）高等学校の制度を創出する際に、旧学制下の工業学校、商業学校、農業学校等のいわゆる実業学校を、中学校、高等女学校とともに（新制）高等学校として位置づける必要があったという歴史的、直接的な事情に由来していると考えられている。

第二に、高等学校に入学してから、その学校の教育課程における必修制と選択制として現われる。この場合、高等学校学習指導要領が定める必修制（と選択制）と、各学校や学

科が定める必修制（と選択制）とを区別して考える必要がある。高校生から見える必修制（と選択制）は後者だけである。『現代教育学事典』（1988年、労働旬報社）の「必修教科、選択教科」の説明のように、この点を区別しない論者があることには注意する必要がある。

まず、高等学校学習指導要領が定める必修制について述べる。

高等学校学習指導要領は、高等学校の発足当初から、課程、学科の種類の如何を問わずに、若干の教科・科目（とその単位数）をすべての生徒に履修させることを定めている。

これは、新学制を発足させるにあたり、旧学制下の工業学校、商業学校、農業学校等のいわゆる実業学校を、中学校、高等女学校とともに（新制）高等学校として位置づけるためには、すべての学校の教育課程に共通部分を確保する必要があったという歴史的な経過に由来していると考えられる。これが必修制の教科・科目の起源であると私は考えている^[注3]。この事情は、同様に国民学校高等科を始めとする多様な学校を統一する形で創出されたはずであったにも拘らず、実態としては扱べき前身の学校が存在しなかったために、（新制）中学校がその教育課程を、大部分を必修制の教科で構成したのと大きく異なっている^[注4]。

同時に、高等学校学習指導要領が規定するこの必修制の教科・科目は、少なくともある時期までは、理念的には、高等学校学習指導要領自身により、青年期の共通教養と位置づけられていたことが注目される。たとえば、『学習指導要領一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版』には、「青年に共通に必要とされる最低限度の教養を確保するために」「国語（甲）」「一般社会」など「38単位を学校種別や普通課程、職業課程の別を問わず、すべての生徒は必ず履修しなければならない」と明確に書いていた^[注5]。

近年、いわゆる多様化の進展との関わりで、

この「青年期の共通教養」なる概念に対する関心は著しく高まっているように思われる。しかし、種々議論はあるけれども、いわば観念的な議論^[注6]が多く、高等学校の教育課程に即した議論はひじょうに少ないように思われる。筆者も討論に参加したいところであるが、ここでは、共通必修についての文部省の考え方自体が必ずしも一貫していないことを示すために、戦後の高等学校学習指導要領が規定していた全日制課程における共通必修の教科・科目のおよその単位数の変遷を掲げるにとどめておく。

表1 高校学習指導要領にみる共通必修の教科・科目の単位数の変遷

改訂年次 (実施年度)	共通必修の教科・ 科目の単位数
1947 (1947~1950)	38
1951 (1951~1955)	38
1955 (1956~1962)	39~55
1960 (1963~1972)	59~68 (62~70)
1970 (1973~1981)	46 (50)
1978 (1982~1993)	30~34 (34~38)
1989 (1994~)	36~42

II. 個々の高校における選択制

前述したように、生徒にとっては、個々の学校が設定している必修制・選択制だけが関心事である。ここでは、選択制について述べる。

1. 普通科における選択制

選択制は、普通科と職業学科とでは、著しく異なった形で展開してきた。ここでは、まず普通科における選択制について述べる。

①教科・科目の自由選択

発足期から数年間は、普通科では、学習指導要領が推奨するところに従い、多数の科目を開設して生徒に選択履修させていた学校が多い。

しかしその中でも、早くも1950年代に入ると、大学進学への圧力から、徐々にコース制を採用する学校が出現してきたことが知られる。

②「(校内)コース制」の登場

1955年の高等学校学習指導要領は、大学進学か否か、文系か理系か、などを分割の指標とするコース制の採用を公然と推奨した。

ここにいう「コース制」は、入学後、第2学年から、あるいは第3学年で、ホームルームを進路別に再編成する方式で、今日のことでいえば「校内コース制」である。

③「コース」あるいは「類型」の選択

1960年の高等学校学習指導要領は、「類型」ということばで、「コース」あるいは「類型」の選択を推奨した。「類型」とは、原理的には、ホームルームを解体せずに、学校側が用意した教育課程の中の一定の科目のまとまりを差し、進学(文系か理系か)、就職などの目的毎の類型を選択させるものである。実際には、教育課程の類型を指すに過ぎないから、「コース」制との区別は曖昧である。

④「総合選択科目制高校」の登場

埼玉県立伊奈学園高等学校のような大規模な高等学校において、生徒による大幅な科目選択制を実施する学校が登場した。新規の型というより、本質的には、戦後初期の高等学校で実施されていた自由選択制の復活というべきものである。

⑤「コース」の登場

普通科は、一つの学科であるから、1学年の生徒を一括して募集する。

ところが、学科の種類としては普通科であるが、国際文化コース、日本文化コース、情報コースなどのコース毎に定員を分けて募集し、第1学年から教育課程を異にする「コース」なるものが、1980年代末から埼玉県、東京都、神奈川県などに登場した。近年の文部省の文書はこれを「コース」と称している。したがって従来のコース制は、前述した「校内コース制」として区別する必要が生まれた。

高校進学に際しての選択の幅がいつそう広がったわけである。

⑥普通教育に関する教科における科目開設の自由化

高等学校学習指導要領は、従来、国語、社会、数学、理科のような普通教育に関する教科については、高等学校学習指導要領が掲げるもの以外の科目を開設することを事実上禁止していた。ところが、1989年に改訂された高等学校学習指導要領は、これら普通教育に関する教科についても高等学校学習指導要領が掲げるもの以外の科目を開設することを自由化した。

この措置により、普通科における選択の幅はいつそう広がった。この措置により、総合学科のような学科を開設することも可能となった。

2. 職業学科における選択制

職業学科における選択制は、普通科におけるそれとは著しく異なった形で展開したように思われる。しかし、文部省は高等学校普通科の教育課程の実施状況に関しては何回か調査し、その報告書を刊行しているけれども、職業学科については、調査したことがあるにしても、まとまった形で刊行されたものは知られていないように思われる^[註7]。したがって以下に述べることは筆者の試論の域を出るものではない。なお、この面の研究がひどく遅れている中では、大河内信夫の一連の研究は重要である^[註8]。各地の教員養成大学に大学院修士課程が新設されつつあるという事情もあるので、この種の研究のいつその発展を期待したい。

①初期の職業学科

実証的な研究が欠けているので、推測の域をでないけれども、職業学科では、戦後初期以来のかなり長い間、当該の学科に入学してきたこと自体が選択の結果であるという前提に立ち、普通科とは違って学科としての専門性を追求しようとする教師の意識が強く、専門教育に関して選択制の科目を設置すること

はなかったように思われる。仮に選択という概念があったとしても、それは、最終学年の実習に幾つかのテーマを用意してその中から生徒に選択させる、という程度のものでしかなかった。

職業学科において専門科目の選択制を導入する考え方がみられなかったのは、大抵の学科では、1学年当たりの生徒数が普通科のそれよりずっと少なく、選択制を導入する余地がほとんどないと考えられたからでもあった。

職業学科に関しては、以上のようなわけで、選択制とは学科の選択を意味する以上のものではなかった。この特徴は基本的には今日まで続いている。

なお、この時期にも社会科など若干の普通教育に関する教科に選択制を実施していた例が知られているけれども、これは職業学科に固有の方式ではない。

②職業学科の種類の増加——学科の多様化

ところで、職業学科は事実上戦前の実業学校を継承して出発したので、職業学科の種類は、正確な統計は見当たらないけれども、1962年度までは、多くみつもつても、100種類を越えることはなかったと筆者は見ている。

しかし、1960年の高等学校学習指導要領改訂（1963年度より学年進行で実施）を機に事態は一変し、従来見られなかった新規の学科が急増した。従来の教育学の書物にはこのいわゆる学科多様化を1960年代後半に始まったかの如くに記述しているものが多い。しかし実際には、1963年度から始まったと私は見ている^[注9]。すなわち、1960年改訂の高等学校学習指導要領は、普通科については無数の「類型」を創出したのに対して、職業学科については、その種類を大幅に増加させて対応したわけである。

これにより、中学校から高校へ進学する際の職業学科についての選択の幅は急速に広くなったわけである。

今日では、高校に設置されている学科の種

類は500種近くに達しており、中学生はそうした学科の中から選択することを求められているわけである。

③職業学科の生徒の一括募集

職業学科の学科多様化に関して、多くの弊害が指摘されるようになってから、種々の改善策が模索され始めた。いわゆる一括募集もその一つである。

これは、工業高校のように工業など同一系統の複数の学科を設置する学校で、1学年の全部を一括して募集し、第1学年の教育課程を分化せず、第2学年に進級する際に学科を選択させる方式である。愛知県立東山工業高校から始められ、1970年代に増加した。

この方式については、学科選択（という名による選別）を中学校から高校に移したに過ぎない、という批判もある。

④専門学科における自由選択単位

専門学科においても、自由選択制の科目を展開する学科がある。これがいつ頃から始まったのかを示す資料は見当たらない。少し年代をさかのぼるけれども、1980年代初めに自由選択制を採用する専門学科は、文部省の『公立高等学校教育課程編成状況調査の結果の概要について』によると、以下の如くである。（この文書に年月の記載はないが、1984年度入学者に適用される教育課程表を調査し、その結果を1982、1983年度の調査と対比したものである。）

表2 専門学科における自由選択単位
(1982~1984年)

自由選択科目の単位数	0~9	10~24	25以上
学科数	75.2	22.8	2.0
(%)	74.0	24.3	1.7
	78.3	19.5	2.2

これによると、8割以上の学校が10単位以上の自由選択を展開している普通科とは比較にならない程少ないにせよ、専門学科においても少なからぬ学科が自由選択制を採用して

いることが分かる。ただしこの報告では定義されていないので確言はできないけれども、この調査にいう「自由選択」は、履修しない自由があるという意味の自由選択ではなく、複数の科目の中からの選択制であろうと推測される。また、他の学科（あるいは普通教育科目）にまたがる選択制をどの程度含んでいるかも不明である。

⑤専門学科における類型

職業学科においても、1980年代に入って類型制を採用する学科が増え始めた（いつ頃から登場したのかを知るべき材料はない）。上の資料によると、表3の如くである。

類型（すなわちあるまとまった科目群を選択させる方式）を設ける専門学科が、学校数の70%前後に達する普通科とは比べものにならないけれども、8%前後にも達し、しかも増加の傾向にある事実は注目されてよい。

この結果は、専門教育に関する教科の単位数が減少して学科としての専門性が弱体化したことを、類型制の採用によりカバーしようとする学科が増加しているのではないかと推測させる。それにしても、3以上の類型を開設している学科があることには驚かされる。

上記の自由選択と合わせて考えると、専門学科においても、選択制を重視する傾向は広まっているものと推測される。

⑥総合技術科

1990年代に入り、職業学科の一種として「総合技術科」なる学科が登場した。東京都立高校には、1993年の北豊島工業高校を皮切りに1997年には4校に「総合技術科」が設置されている。いずれも少しずつ違った特徴を

もつので簡単に概括することは難しいけれども^{〔注10〕}、あえて共通性をいえば、既存の複数の工業系の学科を「総合技術科」という単一の学科に再編統合して、生徒は一括募集する。第1学年の教育課程は共通とし、第2学年以降に「類型」あるいは「コース」に分ける方式であり、従来の学科に比較すると専門性は弱まっているように思われる。しかし従来から学科を指定する求人は激減しているから、専門性が弱体化するかどうかよりも、生徒が生き生きと学ぶ場になっているか否かが問題なのであろう。小島昌夫はこの学科の設置を肯定的に評価しているように思われる^{〔注11〕}。

念のためにつけ加えると、埼玉県立越谷総合技術高校、北海道立葦別総合技術高校などのように、学校の名称の中に「総合技術」なる文字を含む高校がある。しかし、埼玉県立越谷総合技術高校は単に複数の工業系の学科を併置しているに過ぎない。この例に見られるように、学校の名称だけで「総合技術科」なのか否かを推定することはできない。北海道立葦別総合技術高校については、筆者は知見を持ち合わせていない。

なお、この学科名称とかつてソ連や東ドイツで喧伝された総合技術教育とは、何の関係もない。

⑦普通教育科目と専門科目にまたがる選択制の登場

上記の「自由選択」と重なるけれども、近年の職業学科にみられる選択制の特徴の一つは、専門科目と普通教育科目のいずれかを選択させる方式が広がっていることである。このような方式を是認するに至った背景には、

一方に職業学科における大学進学希望の増加があり、他方に学習指導要領が専門学科で必修とする専門科目の最低単位数を1978年改訂から30単位に引き下げたことにより可能になったという事情があ

表3 専門学科における類型（1982～1984年）

類型を設ける専門学科		類型数（内訳）			
類型を設ける学科		2	3	4	5～
1982年	7.3	5.1	1.4	0.6	0.2
1983年	8.4	5.9	1.7	0.7	0.1
1984年	8.8	5.6	2.2	0.6	0.4

る。

しかも1989年改訂では、専門科目のうち5単位までを普通教育科目に置き換えてよいという、従来は商業学科にのみ認められていた措置がすべての専門学科に拡張されたから、この傾向にいつその拍車がかかっているとみられる。

⑧科目内選択制

近年の新しい傾向の一つは、ひとつの科目の中で、生徒にあるテーマを選択して学習させる方式が拡大されたことである。この方式は、以前から職業学科では「実習」にみられたが、最近ではこれが「課題研究」という新科目に適用されている。

3. 総合学科における選択制

職業学科ではないけれども、1994年から発足した総合学科が多数の選択科目を展開することをこの学科の最も重要な特徴としていることは、よく知られている。これは、新学習指導要領が普通教育に関する教科についても学習指導要領に記載されていない科目を開設することを自由化したことにより、可能となった措置である。

総合学科におけるこの措置については、教師・研究者の間では、一方に「おかげ学科」で下痢をすることはないけれども滋養がない、という否定的評価があり、他方には選択の自由の拡大が学習意欲の喚起に成功しているという肯定的な評価もあるなど、今日なお賛否半ばしているように思われる。もう少し実績を見極める必要がある。

おわりに

職業学科における選択制の状況を概観してみた。困難が多い中で選択制を採用する職業学科が少なくないことも分かった。これをどうみるか。十分に考え抜く時間的余裕がないけれども、若干の感想を述べておく。

詳細にふれる余裕はなかったけれども、広

くはいわゆる多様化政策の一環として、近年の高校学習指導要領が生徒による選択制を推奨していることはよく知られている。その極に総合学科がある。しかしこの傾向は、教育政策の面に見られるだけでなく、現場教師の間にも、いわゆる民主的な教師（集団）を含めて、選択制それ自体を肯定的にみる風潮があるように思われる。

結論的なことを先にいえば、筆者は、選択制それ自体を肯定あるいは否定する考え方には組まない。この点で、大幅に選択制を採用していること自体を総合学科の利点とする考え方には同意できない。

一般に、決められた授業時間の制約の中で、学ばせることに制約があるならば、まず内容を精選することを優先すべきである。それが不可能で、一定の制約の中でAあるいはBを教育せざるを得ないというような場合に、選択制が問題となるのであって、初めから選択制ありきとするには疑問を禁じ得ない。このような場合、Aの科目とBの科目（さらにはC等々の科目）を選択制の科目として開設する場合に考慮すべきことは、それぞれの科目が高校（当該の高校、あるいは学科）の教育としてもつ教育価値如何である。

総合学科の場合でいえば、教師たちの善意と努力を多とはするけれども、そこで展開されている種々な科目の内容の教育価値がまず問われるべきだと考える。

普通科の場合には、選択制を展開する有力な（あるいは唯一の）理由は、そうすることが大学進学をめざす生徒達の受験の際に、一定の点数を獲得する上で有利であるかどうかという点に置かれ、教育価値を問わないことが多い。その場合の選択制の科目の構成は必ずしも教育上からみた必然性を持たないことになる。

職業学科における科目の自由選択あるいは科目のまとまりを選択させる類型制も、絶対的な授業時間数削減という状況の中で一定の

方向での基礎的な力量あるいは専門性を深めるために採用するというのなら理解できるけれども、いずれもま新しく、市場価値がありそうなどの観点から、いわば選択幅を広めるという理由だけで採用することには疑問がある。

職場全体で教育課程構成を議論する際に、ひたすらいわば古典的というべき科目構成に固執することもどうかとは思いますが、生徒の意志で選択させること自体に価値を見いだして、これを選択制導入の理由とするような考え方は、なくした方がよいと考える。

(技術教育研究会代表委員、愛知大学短期大学部)

注

- 1) ここでいう「コース制」は、後述の如く、厳密には「校内コース制」を差す。
- 2) 本稿は、行論の性質上、「必修制」と「選択制」を主として制度面から考察した拙稿「必修制、選択制について」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第35巻、1989年3月、209～223頁、と重なる部分がある。ご容赦願いたい。
- 3) 拙著『高校教育論』1976年、大月書店、参照。
- 4) 中学校の選択制については、差当り拙稿「中学校教育課程における教科・科目の選択制の存在意義の歴史的変遷について」、中学校における選択教科制度の運営と実態に関する研究グループ『中学校選択教科の編成原理と実際』1994年3月、32～43頁、を参照。
- 5) 文部省『学習指導要領一般編(試案) 昭和26年(1951)改訂版』1951年7月、42頁。なお、ここにいう「普通課程、職業課程」は1960年の高等学校学習指導要領以後の「普通科、職業学科」に当たる。
- 6) たとえば、鈴木聡「岐路に立つ国民共通教育」『講座学校 1 学校とはなにか』1995年、柏書房、143～182頁。
- 7) 筆者の知る限り、この種の調査報告は、文部省初等中等教育局職業教育課『高等学校の職業に関する課程における専門科目履修状況調査結果報告書』1954年3月、文部省初等中等教育局『高等学校の職業(家庭を含む)に関する教科・科目および単位数ならびに職業課程における教育課程について』1955年7月、といういずれも謄写版刷りの報告書くらいのものである。その後は、折をみて調査している如くであるけれども、まとまった調査報告書とされたものが見当たらない。
- 8) 大河内信夫「現代の高等学校農業関係学科の教育課程表の特徴について」『技術教育学研究』第7号、1991年3月、85～122頁。同「現代の高等学校農業土木関係学科の教育課程表の特徴について」『技術教育学研究』第8号、1993年3月43～74頁。同「農業後継者養成の課題と高等学校農業教育の目標について」『技術教育学研究』第10号、1996年3月、49～68頁。同「現代の高等学校農業機械科の教育課程表の分析」『産業教育研究』第24巻第1号、65～73頁。
- 9) 拙著『普通教育と職業教育』1996年、東京法令、を参照。
- 10) 小嶋晃一『統廃合攻撃のもとでの職業教育をどう守り発展させるか——都立工業高校における総合技術科の位置づけ』日教組第47次教育研究全国集会の技術・職業教育分科会への報告書。
- 11) 小島昌夫「職場要求を実現させた『総合技術科』」『高校のひろば』第20号、1996年6月、102～107頁。